

## 開発促進区域に関する意向調査票

開発促進区域（右面参照）と想定した区域内に所有される土地に関する以下の設問について、別紙「意向調査回答シート」の回答欄に回答をご記入ください。

### ◆設問1 開発促進区域内に所有する土地についてお尋ねします。

開発促進区域内に所有されている土地が住宅開発されることについて、どのようなお考えをお持ちですか。

**所有される筆ごとに、回答用紙の「設問1」の回答欄の番号に「○」をご記入ください。**なお、特定生産緑地の指定を受けている農地につきましては、解除可能時期(R14.12)以降の土地利用を想定してご回答ください。

1. 住宅開発に協力したい
2. 現時点ではわからないが、検討していきたい
3. 住宅開発に協力したくない

### ◆設問2 開発事業に対する不安な点、疑問点についてお伺いします。

**開発促進区域における開発は、民間事業者による土地の買収が基本**となるため、地権者の方のご協力が必要です。

八草まちづくり推進委員会では、開発の進め方等に関するご理解を深めていただくため、愛知県住宅関連産業協議会の会員企業の方を講師に迎え、地権者勉強会の開催を計画しております。

**民間事業者による開発事業に対して、不安な点や疑問な点がございましたら、回答用紙の「設問2」の回答欄にご記入ください。**

設問は以上となります。

なお、このアンケートによって今後の土地利用に制限が発生するようなことはございません。

※提出期限：令和5年11月27日（月）

### ※意向調査回答シートの提出方法について

- ・意向調査回答シートを同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。）

ご協力よろしく申し上げます。

### ●「開発促進区域」とは

- ・戸建て住宅を中心とした民間開発による居住誘導を図る計画とした区域です
- ・具体的には、八草地区内における右図の赤破線部分になります。

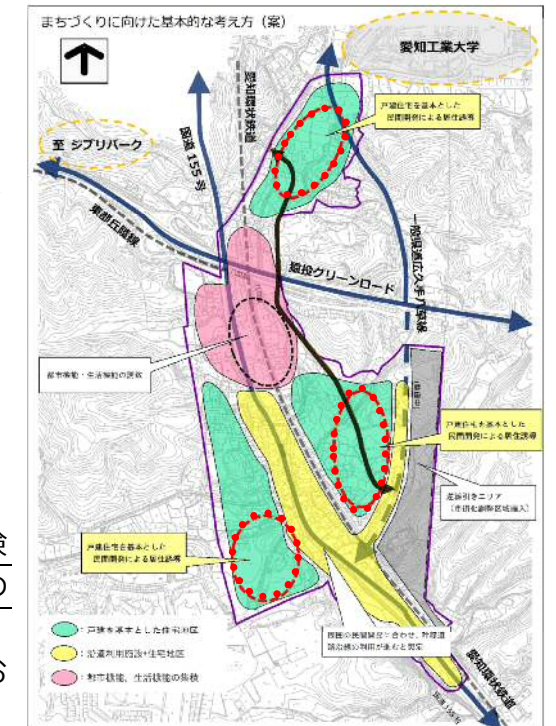
※豊田市では、本地区の強みである交通利便性を活かしたまちづくりを促進するために、「開発促進区域」を想定しました。

### ●「開発促進区域」では、

- ・民間事業者による買収を前提とした住宅開発を想定しています。

民間事業者による開発の可能性や規模等を検討するための基礎資料とするため、地権者の方のご意向をお伺いする必要がありますので、その土地に関する現時点でのお考えをお伺いします。

下図は、R4年度に開催した八草地区のまちづくりに関する地元説明会資料



### 【問い合わせ先】

豊田市役所 都市整備部 市街地整備課（担当：佐藤、鈴木）

電話：0565-34-6675 FAX：0565-34-6912

メール：shigaichi@city.toyota.aichi.jp